

(別 紙)

衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員会においては、平成23年3月11日に発災した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う様々な事象について審議を進めてきたところである。

とりわけ地震発生から津波が到達するまでの間に、同原子力発電所で起きた事象を解明する必要から、特に、非常用復水器及び格納容器スプレーの挙動について不自然な点が指摘されていることもあり、去る8月26日、9月2日及び同月7日に経済産業省を通じて東京電力株式会社に対し、資料提出を要求したところである。

しかるに、当委員会理事会に提出された資料は、ほとんどの文言が黒く塗り潰され判読不可能なものであり、回答があった項目についても詳細な説明を欠くなど、不十分・不誠実の誹りを免れないものであった。また、政府の事故調査・検証委員会には、塗り潰しのない文書を開示しているとの報道もあり、これが事実だとすると、誠に遺憾である。

よって、経済産業大臣は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条及び電気事業法第106条に基づき、東京電力株式会社から以下の事項を含む報告を徴収し、それを本委員会に提出することを要請する。

- 1 東京電力福島第一原子力発電所の「事故時運転操作手順書」に加えてシビアアクシデント発生時における手順書
- 2 同発電所1号機についてのG E社の非常用復水器の設計時ににおける性能計算書及び操作マニュアル
- 3 直近に事故時運転操作手順書を改訂した2010年1月16日及び同年7月7日に1号機で行われていた作業内容